

○変更契約報告(4月分)

1	市道用之江114号線災害復旧工事
2	市道用之江88号線災害復旧工事
3	井手川河川改修工事
4	隅田川30号橋補修(補強)工事
5	古江上川河川改修工事

# 変更契約報告書

1 工 事 名	市道用之江114号線災害復旧工事		
2 工 事 位 置	笠岡市	用之江	地内
3 契 約 者	藤原組		
4 契 約 者 の 住 所	笠岡市吉浜2330番地7		
5 工 種	土木一式		
6 工 事 内 容 ( 概 要 )	道路災害復旧工事 L=10.0m W=1.0m		
7 当 初 の 契 約 金 額	¥3,488,400		
8 変 更 後 の 契 約 金 額	¥3,564,000		
9 当 初 の 工 期	平成30年2月2日	~	平成30年3月30日
10 変 更 後 の 工 期	平成30年2月2日	~	平成30年4月27日
11 変 更 理 由	路肩及び法面の洗掘防止のため、土のう積工を新規に計上するほか、現地精査の結果により諸数量に異同があったため、内容及び金額の変更を行うもの。		

# 変更契約報告書

1 工 事 名	市道用之江88号線災害復旧工事
2 工 事 位 置	笠岡市 用之江 地内
3 契 約 者	(株)加藤組
4 契 約 者 の 住 所	笠岡市笠岡3046番地
5 工 種	土木一式
6 工 事 内 容 ( 概 要 )	道路災害復旧工事 L=7.0m W=2.0~2.1m
7 当 初 の 契 約 金 額	¥1,350,000
8 変 更 後 の 契 約 金 額	¥2,246,400
9 当 初 の 工 期	平成30年1月19日 ~ 平成30年3月30日
10 変 更 後 の 工 期	平成30年1月19日 ~ 平成30年4月27日
11 変 更 理 由	掘削したところ、道路の路体部分に竹の根や湧水を確認し、道路に悪影響を及ぼしていたため、竹の根撤去と鋼土による置き換えが必要になったため新規に計上するほか、現地精査の結果により諸数量に異同があったため。

# 変更契約報告書

1 工 事 名	井手川河川改修工事		
2 工 事 位 置	笠岡市	大河	地内
3 契 約 者	(株)井上重機工業		
4 契 約 者 の 住 所	笠岡市東大戸3518番地1		
5 工 種	土木一式		
6 工 事 内 容 ( 概 要 )	河川改修工事 L=8.5(変更前:10.0)m W=1.0m		
7 当 初 の 契 約 金 額	¥1,890,000		
8 変 更 後 の 契 約 金 額	¥1,684,800		
9 当 初 の 工 期	平成30年2月16日	~	平成30年3月30日
10 変 更 後 の 工 期	平成30年2月16日	~	平成30年4月27日
11 変 更 理 由	現地測量で作成した設計図書により変更し、また、河川の流水・湧水等が工事の支障になるため水替工を計上するため。		

## 変更契約報告書

1 工 事 名	隅田川30号橋補修(補強)工事		
2 工 事 位 置	笠岡市	笠岡	地内
3 契 約 者	理研技工(株)		
4 契 約 者 の 住 所	笠岡市東大戸743番地		
5 工 種	土木一式		
6 工 事 内 容 ( 概 要 )	橋梁保全工事 橋長L=17.0m 幅員W=5.0m 断面修復工(左官工法) V=1.40m <sup>3</sup> 表面保護工(表面含浸工) A=134.6m <sup>2</sup> 断面修復工(型枠工法) V=8.48m <sup>3</sup> 表面保護工(防護柵) A=36.47m <sup>2</sup>		
7 当 初 の 契 約 金 額	¥28,976,400		
8 変 更 後 の 契 約 金 額	-		
9 当 初 の 工 期	平成29年12月11日	~	平成30年3月30日
変 更 後 の 工 期 ①	平成29年12月11日	~	平成30年4月27日
10 変 更 後 の 工 期 ②	平成29年12月11日	~	平成30年5月31日
11 変 更 理 由	断面修復工(型枠工法)を行ったところ、橋台部のコンクリート剥離部が新たに確認され、調査をした結果、橋台の補修(断面修復工(左官工法))が追加となるため。		

# 変更契約報告書

1 工 事 名	古江上川河川改修工事		
2 工 事 位 置	笠岡市	神島	地内
3 契 約 者	板本組		
4 契 約 者 の 住 所	笠岡市神島外浦2885番地の18		
5 工 種	土木一式		
6 工 事 内 容 ( 概 要 )	河川改修工事 L=216.0(214.2)m (内施工 L=172.1(182.6)m) ※( )は変更前		
7 当 初 の 契 約 金 額	¥5,486,400		
8 変 更 後 の 契 約 金 額	¥6,415,200		
9 当 初 の 工 期	平成30年2月9日	～	平成30年3月30日
10 変 更 後 の 工 期	平成30年2月9日	～	平成30年5月31日
11 変 更 理 由	<p>既設石積護岸が、洗掘により影響を受けており、崩壊する恐れがあるため張コンクリートの施工延長を増とし、また、道路の縦断勾配がきつく、横断溝に設置するグレーチング蓋をボルト固定式へ変更するほか、現地精査の結果により諸数量に異同があったため、内容の変更及び金額の変更を行うもの。</p>		